

- ④【活性化】 i 積極的な情報、魅力発信  
iv 空き家対策の推進による地域活性化  
v 安心して快適に暮らすための事業推進

## 第1節 災害への備え

### 第1項 防災対策の充実と強化



#### ■ 施策の方針

昨今の異常気象や発生が懸念されている大規模地震に備え「自助」「共助」「公助」が効果的に機能するよう、普段から防災意識を共有していることが重要です。

特に、地域住民が自ら必要な情報を入手し、被災回避のための行動をシミュレーションしておくことが「災害から命を守る」ためには重要です。地域や住民同士が防災に関して独自のルールを定めておくことも、地域防災力の強化において極めて有効であり、全区において地区防災計画が策定されています。今後は、訓練等を実施し、検証や見直しを積極的に進めていきます。

住民に必要な情報を確実にお知らせするため、各種媒体を活用し、有効な情報伝達ができるよう取組みを強化します。

また、災害時に地域において中心的な役割を果たす自主防災組織の強化とともに、新たな防災の担い手や地域におけるリーダーを育成することにより安心安全なまちづくりをめざします。

#### ■ 現状と課題

防災・減災対策は、これまでハード面における整備を優先的に実施してきました。昨今の局地的に発生する災害や想定外の大規模災害に対しては、避難所における感染症対策や男女共同など、状況に合わせた設置運営の工夫が必要になることから、ソフト面の対策を地域住民と協議しながら進めていくことが必要になります。

現在、進行している少子高齢化問題は防災対策においても大きな影響が予想されることから、地域における担い手の確保と育成、組織の見直しを進めていかなければなりません。

全地区で策定した地区防災計画の検証・見直しを通じて地域住民とともに考え、住民主体の防災対策をさらに講じていく必要があります。

降雨による河川の水位や土砂災害の危険性について詳細な情報を確実に発信するため、新しい情報通信技術（ICT）の活用についても検討が必要です。

大規模災害としては、南海トラフ巨大地震や糸魚川静岡構造線断層帯による地震発生が懸念されています。特に糸魚川静岡構造線断層帯による地震は、町を含む県中北部（明科～諏訪湖南方）において、今後の発生確率が13～30%と公表され、地震発生が大変危惧されています。

地震対策として、住宅の耐震化を促進すること、通電などによる火災を防ぐこと、避難場所へ確実に移動することなどが重要となります。

あらゆる組織と住民が連携し「自助」「共助」「公助」が確実に機能するための仕組みづくりが求められています。



総合防災訓練

## ■ 施策の展開

| 主な取組み                | 内 容   |
|----------------------|---|
| 防災意識の高揚              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災訓練の実施や講演会などの開催</li> <li>・ 各種セミナーや職員のおでかけトークなどによる地域住民への災害に対する意識の啓発</li> <li>・ 幼児や小中高生に対する防災教育の充実</li> <li>・ 自主防災組織や防災ネットワークしもすわによる防災教室などの実施</li> </ul>  |
| 地域防災力の強化・向上          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区防災計画の検証・見直しによる地域コミュニティに即した地域の危険箇所の把握</li> <li>・ 自主防災組織の機能強化</li> <li>・ 地域防災における新たな担い手の育成</li> <li>・ 消防防災協力員、地域防災地区担当職員、自主防災会リーダー、防災士などの各種組織の連携</li> <li>・ 災害ボランティアの育成強化</li> <li>・ 公共施設へのAEDの配備</li> </ul> |
| 災害時の情報伝達体制・手段の確立     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線のデジタル化による確実な情報伝達の確立</li> <li>・ 発令判断システム導入に伴う訓練の実施</li> <li>・ 町ホームページ気象情報、メール配信システム、全国瞬時警報システム、緊急地震速報など多くの手法を用いた伝達手段の確立</li> <li>・ 町雨量情報及びそれに伴う各種気象情報の発信</li> </ul>                                     |
| 防災・災害時対策の強化          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下諏訪町地域防災計画に基づく各種対策の推進</li> <li>・ 災害発生時に各種の団体や組織などが迅速な対応をとるための災害初動体制の確立</li> <li>・ 避難所設置・運営訓練を活かした避難生活の円滑な運営と多様なニーズへの対応促進</li> <li>・ 災害廃棄物処理計画の策定と初動体制の構築</li> </ul>  |
| 災害に強い公共施設、一般住宅等の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館や公会所などの公共施設や一般住宅等の耐震化の推進</li> <li>・ 大規模災害にも対応できる社会基盤の構築</li> <li>・ 感震ブレーカーの設置促進による火災などの二次災害の抑止</li> <li>・ 家庭用蓄電池、蓄電システムの設置促進による停電対策の推進</li> </ul>   |
| 災害時要援護者への支援体制の確立     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要援護者登録制度の推進</li> <li>・ 地域における災害時要援護者への避難救助支援体制の確立</li> <li>・ 福祉避難所における避難訓練の推進</li> </ul>  |
| 土砂災害防止対策             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザードマップの見直しによる河川溢水の危険箇所、急傾斜地崩壊、土石流の警戒・特別警戒区域などの周知</li> <li>・ 土砂災害警戒情報と土砂災害危険度などの情報伝達や警戒避難体制の確立</li> </ul>  |
| 災害時の機能維持とバックアップ体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上下水道施設の耐震化と整備促進</li> <li>・ 浄水場、配水池の保安設備の充実</li> <li>・ 災害時の各施設への支援、応援体制の整備</li> </ul>   |

| 主な取組み             | 内 容   |
|-------------------|---|
| 洪水対策事業の促進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川氾濫危険水位や河川水位情報の周知</li> <li>・氾濫危険箇所の情報収集</li> <li>・各河川の水防対策の強化</li> <li>・道路冠水箇所の状況調査と被害の解消をめざした事業の推進</li> </ul> |
| 防災機能強化と避難のための施設管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災拠点としての赤砂崎公園の管理</li> <li>・防災機能を備えた駅前ひろばの管理</li> </ul>  |

## ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット11.b 13.1】

| 防災士在住地区数（防災士が在住する町内会の数 総務課） |           |
|-----------------------------|-----------|
| 現状（令和元年度）                   | 目標（令和7年度） |
| 66地区                        | 80地区      |

## 第2項 治山・治水対策の推進



### ■ 施策の方針

森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から町民の生命や財産を守るとともに、水源かん養機能の向上や急傾斜地崩壊対策事業により、安全で住みよい定住条件を充足するために、治山事業を促進します。



砥川の改修

河川改修事業については、河川の氾濫を防止し、流域の災害に対する安全度を高めるため、その促進を図ります。一級河川では自然に配慮した護岸整備と砂防対策事業を実施し、砥川については、50年確率の洪水に対する河川改修事業の完了と合わせて、上・中流部における治水対策を国・県に要望し、さらに100年確率に対する総合的な治水対策を求めていきます。

### ■ 現状と課題

治山・治水災害から町民の生命や財産を守るためには、ハード、ソフト両面の災害対策を一層推進する必要があります。また、東日本大震災による被害に加え、台風による豪雨などにより山地災害が全国各地で発生しており、町民の生命や財産を守るため、土砂災害防止を含む治山対策などを推進していく必要があります。

一級河川砥川の整備は、洪水対策として多くの議論を経て、ダム無しの河川改修が選択されました。下流域では、「諏訪圏域河川整備計画」の一環として、平成17年から砥川河川改修が事業化され、福沢川との合流部の右岸側上流の完成を残すのみとなっており、今後は砥川上流域の流域対策事業が課題となっています。

福沢川では、東山田砂防ダム完成後、市街地への土砂災害は回避されましたが、老朽化したえん堤や下流部の護岸整備が必要となっています。承知川では、下流域での護岸整備が順次進められており、大沢川では、砂防えん堤の早期完成が望まれます。

## ■ 施策の展開

| 主な取組み                     | 内 容   |
|---------------------------|---|
| 防災面と自然に配慮し親水性をあわせもった改修の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 砥川広域基幹河川改良事業の推進</li> <li>・ 承知川・福沢川の護岸整備の推進</li> <li>・ 大沢川火山砂防事業の推進</li> <li>・ 十四瀬川改修工事の推進</li> <li>・ 河川改良事業の推進</li> <li>・ その他砂防指定地内の砂防施設整備の推進</li> </ul> |
| 保安林指定の推進と治山事業導入による機能強化    | ・ 保安林指定による森林整備などの治山事業導入と山地災害防止、水源かん養などの機能強化   |
| 水防備蓄資材の維持管理と充実            | ・ 災害の初期対応における必要資器材の確保と後方支援・補充体制の確立  |
| 水防訓練の充実                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害状況に応じた工法の習得</li> <li>・ 初期体制の確立と促進</li> </ul>   |
| 土砂災害防止対策                  | ・ 急傾斜地崩壊対策事業の推進   |

## ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット11.5】

| 水防訓練参加者数（消防課） |           |
|---------------|-----------|
| 現状（令和元年度）     | 目標（令和7年度） |
| 224人          | 220人以上    |

## 第2節 安心安全への取組み

## 第1項 防犯対策の強化と徹底



## ■ 施策の方針

生活の安心安全の確保は、快適で安らぎのある生活の基本であり、犯罪がなく安心して安全に生活ができることは、快適で安らぎに満ちたまちづくりを進めるうえで最も大切なことです。

町民の安心安全かつ健やかな生活の実現のため、「下諏訪町安全で安らぎのあるまちづくり条例」に基づき、全ての人が自らの地域は自らが守るという意識のもとに、共に支え合い協働して安心で安全な明るいまちづくりに努めます。

また、安心で安全な地域づくりのため、関係機関、関係団体と連携協力を図りながら、各種犯罪の未然防止や被害防止を図るため情報収集や事業の推進に取り組みます。

## ■ 現状と課題

依然として、身近で発生する自転車盗難や車上ねらいをはじめとする各種刑法犯は後を絶ちません。また、高齢者を狙った特殊詐欺も近年では複雑多様化し、年齢層を問わず被害額は増加傾向にあります。

生活形態の都市化と通信技術の発達は、地域住民の連帯意識や犯罪防止意識の低下をもたらし、犯罪抑制機能が弱まりつつあります。

## 第6章 安心安全で暮らしやすいまちづくり

特に、特殊詐欺被害は全国各地で頻発しており、被害を未然に防ぐための対策機能がついた電話機を購入した方に対する補助制度を令和2年度に創設しました。

### ■ 施策の展開

| 主な取組み             | 内 容   |
|-------------------|---|
| 犯罪の未然防止活動の推進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯パトロールの強化</li> <li>・特殊詐欺などの刑法犯への対策強化</li> <li>・新設LED防犯灯の設置促進</li> <li>・特殊詐欺等の被害防止対策機器設置促進</li> </ul> |
| 地域安全運動の実施         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街頭広報における啓発活動の実施</li> <li>・町民の防犯意識高揚のための啓発</li> </ul>  |
| 「子どもの安全を守ろう」事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを守る安心の家への支援</li> </ul>   |

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット16.6】

| 特殊詐欺等防止機器購入補助金利用件数 (補助制度設置以降の補助金利用累積件数 住民環境課) |            |
|---|------------|
| 現状 (令和元年度)                                    | 目標 (令和7年度) |
| 0件  | 150件       |

### 第2項 交通安全への取組み



#### ■ 施策の方針

子どもから高齢者まですべての人が交通ルールを正しく守り、譲り合いや思いやりのあるマナーの実践を習慣づけることにより、交通安全意識の高揚を図り、地域住民や関係団体の理解と協力により交通安全対策を推進し、交通事故のない安心安全で快適な社会の実現をめざします。



交通安全運動

#### ■ 現状と課題

町内の交通事情は、平成16年3月の国道142号木落とし坂トンネル・湖北トンネルと国道20号下諏訪岡谷バイパスの岡谷インターチェンジまでの区間の開通により大きく改善されましたが、国道20号、県道岡谷下諏訪線などの幹線道路では依然として通勤、通学時などには交通渋滞があり、市街地でも狭隘な道路が多いため、交差点における交通事故や交通混雑を引き起こしています。

地域住民の協力や要望などにより、交通安全思想の普及や交通安全施設の整備を進めており、死亡者、負傷者ともに減少傾向にあるものの、子どもや高齢者が犠牲となる悲惨な事故が増えています。このような状況において、自転車歩行者道の分離や路側帯の設置など交通安全施設の整備拡充が急がれているほか、障がい者や高齢者に対応したバリアフリー通行空間の整備を進めていく必要があります。

## 第6章 安心安全で暮らしやすいまちづくり

また、交通災害共済事業については、人口減少などによって会員数が減少傾向にあります。万一の場合の備えとなる共済事業への加入推進に向けて、引き続き区や町内会などの協力を得ながら加入促進の取組みを進めるとともに、加入状況によっては、事業のあり方を検討していく必要があります。

### ■ 施策の展開

| 主な取組み                | 内 容   |
|----------------------|---|
| 交通安全教育の徹底            | ・交通安全意識の啓発<br>・子どもから高齢者まで、世代に応じた交通安全教室の開催   |
| 交通事故多発路線の安全対策        | ・現地診断と多発マップの作成<br>・交通安全施設の整備と維持管理<br>・通学路の安全対策の推進<br>・駐輪場の適正な管理と放置自転車対策<br>・必要な箇所（地域）へのゾーン30の推進 |
| 交通安全関係団体の育成指導        | ・関係団体の活動支援<br>・交通安全協会下諏訪支部組織の充実と支援  |
| 交通災害共済未加入者や転入者への加入促進 | ・各区、事業所へのチラシ配布やホームページ、広報への情報掲載による積極的な加入の推進  |

### ■ 重要業績評価指標（KPI）

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット3.6】

| 町内交通事故件数（長野県警察本部交通部発行交通統計 建設水道課） |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| 現状（平成31年1月～令和元年12月）              | 目標（令和7年1月～令和7年12月） |
| 65件                              | 55件以下              |

### 第3項 消防力の強化



#### ■ 施策の方針

平成27年4月1日から諏訪広域消防の一元化が始まり、広域のスケールメリットを活かした体制に移行しました。消防署と消防団の関係は従来以上の連携強化を図りながら、町民の生命・財産を守り、誰もが安心して暮らせるまちづくりをめざします。

また、各種災害活動における消防団員の技術向上を図るため、各種災害に対応する資機材を計画的に配備し、消防活動の充実強化を図るとともに、事業所の理解と協力を求め、消防団協力事業所表示制度と消防団員応援事業を活用し、減少傾向にある消防団員の確保に取り組みます。

## ■ 現状と課題

近年、全国各地でゲリラ豪雨、地震、火山災害などの自然災害が発生し、災害の複雑化・多様化により、消防防災を取り巻く状況は大きく変化しています。

町民が安心して安全に生活できる環境を維持向上させていくためには、広域消防と消防団のさらなる連携強化を図ることはもとより、地域における自主防災組織などの地域防災力の向上を図り、総合的に地域の消防力強化に取り組む必要があります。

また、減少傾向にある消防団員は地域防災の中核的存在であることから、積極的に団員の確保を行うとともに、団員の育成や各種災害に対応した資機材の配備が求められています。



## ■ 施策の展開

| 主な取組み             | 内 容  |
|-------------------|--|
| 消防施設などの強化と適正配備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>消防施設と車両整備の促進</li> <li>消防水利施設の整備と維持管理の促進</li> </ul>                          |
| 消防活動体制の強化         | <ul style="list-style-type: none"> <li>広域消防と消防団との活動体制の連携強化</li> <li>消防団の各種災害対応訓練の実施</li> </ul>                     |
| 地域防災力の強化          | <ul style="list-style-type: none"> <li>各種消防資機材の配備補助</li> <li>各種災害における初期対応の促進</li> </ul>                            |
| 火災予防対策の推進         | <ul style="list-style-type: none"> <li>火災予防運動による啓発活動の実施</li> <li>危険物安全運動による啓発活動の実施</li> <li>自衛消防組織の育成促進</li> </ul> |
| 消防団員の確保と育成        | <ul style="list-style-type: none"> <li>募集、啓蒙活動の促進と消防訓練の実施</li> <li>消防団協力事業所の登録促進</li> <li>消防団応援事業の活用推進</li> </ul>  |

## ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット17.17】

| 消防団員数（消防課） |           |
|------------|-----------|
| 現状（令和元年度）  | 目標（令和7年度） |
| 231人       | 230人以上    |

## 第4項 情報の発信と共有



### ■ 施策の方針

町民に開かれた行政は、情報の積極的な発信が前提であり、生活に役立つ情報に関心を持って共有していただくことで、住民生活の利便性の向上を図ります。

平成27年の国勢調査において、当町のオンライン調査の回答率が43.8%に達し、パソコン、タブレット端末、スマートフォンの普及が進んでいることが確認できました。情報機器を保有していない方へも配慮しながら、双方向機能により住民のニーズを把握するなど、情報提供の有力なツールとして活用していきます。

情報通信技術（ICT）は格段の進歩を続けており、さまざまな年代・生活形態の異なる方々とも情報を共有するため、情報の取扱いに十分留意しながら、SNSなどを活用していきます。また、Society5.0<sup>1</sup>の時代に向けた情報通信技術の幅広い分野における活用の可能性を模索し、住民生活の利便性の向上を図ります。

情報を発信するうえで、非常に重要となる個人情報の保護については、行政として適正な管理と保護を徹底していきます。

### ■ 現状と課題

町からの情報は、スマートフォン対応の公式ホームページ、防災行政無線、メール配信サービス、テレフォン案内サービスなど、多様な手段で発信しています。見やすい、聞きやすいといった観点で常に改良を心掛け、必要な情報を分かりやすく正確に発信していく必要があります。

電子的な情報発信・収集のみならず、区長会などの各種団体や住民との対話など、多くの機会を利用して幅広い意見を収集することが重要になります。

情報の取扱いにおいては、外部からの攻撃や情報漏洩を防ぐ対策が必要となり、機器やシステムの強化とともに、情報を扱う職員の知識やモラルの向上を図ることが必要です。

今後は、社会保障・税番号（マイナンバー）の活用が広がることも想定されるため、国などの動向に注視して間違いのない利活用を行うとともに、本来の目的である行政のワンストップサービスに寄与することで、住民の利便性向上を図る必要があります。

### ■ 施策の展開

| 主な取組み        | 内 容  |
|--------------|--|
| 適切な情報システムの管理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報の厳重で適切な管理の推進</li> <li>各種ネットワークにおける情報漏洩防止策の強化</li> <li>各種ウイルスなどに対する電子データの保護強化</li> <li>行政手続きの電子化の推進</li> </ul> |



下諏訪町公式ホームページ

1：仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指す。

| 主な取組み             | 内 容   |
|-------------------|---|
| 積極的な行政情報の発信       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページによるリアルタイムな情報発信</li> <li>・メール配信サービスを活用した緊急情報や生活情報の配信</li> <li>・防災行政無線のデジタル化による聞きやすい情報発信</li> <li>・情報弱者に配慮した代替の取組みの推進</li> <li>・発信側と受け手の距離を身近に感じられる情報発信についての検討</li> </ul> |
| 幅広い情報の収集と住民ニーズの把握 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域に出向いた広聴活動の推進</li> <li>・町長へのメール、町長への手紙などの取組みの推進</li> </ul>   |
| 的確な個人情報の管理と保護     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開、個人情報保護制度の運用による透明性の確保</li> <li>・適正な個人情報の収集、利用、管理に努めるためのチェック体制の確立</li> <li>・個人情報の適正な管理</li> </ul>  |
| 個人番号の適正な管理と利活用    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号の厳重な管理</li> <li>・個人番号カードの利用促進と独自利用の検討</li> </ul>  |
| SNSの導入検討          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・双方向の情報発信の可能性についての検討</li> </ul>  |
| Society5.0の推進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・Society5.0の時代に向けた先進的な情報技術の活用方法の検討</li> </ul>  |

## ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-i】【SDGsターゲット16.6】

| メール・SNSによる情報発信件数（総務課） |           |
|-----------------------|-----------|
| 現状（令和元年度）             | 目標（令和7年度） |
| 1,178件                | 1,500件    |

## 第3節 生活基盤の整備充実

### 第1項 上下水道と温泉の利用



#### ■ 施策の方針

水道水の安定供給を図るため、開設当時に布設した水道管の調査を継続的に行ったうえで、強酸性土壌による腐食の進行など、漏水の危険性がある地区については計画的な更新を行います。また、平成28年度にアセットマネジメントを策定し、中長期的な視点から水道施設の計画的かつ効率的な更新や改修等の維持管理に努め、健全な経営を行っていきます。

下水道の施設は整備がほぼ完了し、今後は適切な維持管理による機能確保と施設の安全性を考慮した計画の推進が必要となります。なかでも施設の長寿命化については、ストックマネジメント<sup>2</sup>計画に基づき施設の保全及び延命化を図り、地震対策については、主要な施設の調査を行い計画を策定したうえで、対策工事を順次行っていきます。

温泉事業は、貴重な地下資源を保護しながら、町民の福祉の向上と資源の有効利用を進め、さらなる安定供給に努めます。

2：持続可能な下水道事業の実現を目的に、施設の状況を客観的に把握・評価し、長期的な状態を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

## ■ 現状と課題

上水道事業は、町の発展と町民の生活を支えるライフラインとして、清浄な水を豊富かつ安心・安全に供給することを基本として、良質な水道水の安定供給を行っています。既存水源は、東俣川の表流水10,000tと、川路・大鹿などの7箇所の水源を合わせて日量12,500tの認可水量をもとに、給水普及率99.9%となる町内各地域に飲料水を送り続けています。

上水道は昭和3年の事業開始から90年以上が経過し、各配水池、水源施設については開設当時の施設もあり、老朽化対策と災害対策が必要となっています。導・送・配水管についても水道水の安定供給を図るため、開設時に布設した水道管にあっては、耐震性を有する管への布設替えを計画的かつ継続的に行う必要があります。また、水道施設の管理水準やアセットマネジメントの精度の向上等を図るため、水道施設台帳の電子化も行っていく必要があります。

下水道事業は、諏訪湖や河川の水質保全と生活環境の改善を目的に昭和46年から事業計画に入り、昭和54年度に一部地域の供用を開始しました。その後、全体計画の見直しを重ね、現在の普及率は99.9%、接続率は98.2%となっています。

下水道施設については、平成25年度から予防保全を重視した長寿命化と地震対策に着手し、完成に向けて事業を推進しています。

また、経営の健全化においては、人口減少により、今後も有収水量の減少が懸念されるなか、将来にわたり事業を安定的に継続するため、中長期的な視点から経営の見直しを行い、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要です。

温泉事業は、貴重な温泉資源の保護とその有効利用を基本に町の活性化、町民福祉の向上を図るため、昭和60年度から温泉事業に着手し第1次から第4次の事業を進めてきました。温泉を安定的に供給するために、計画的に修繕を行っていきます。また、温泉利用者が減少していく中、エネルギーとして使用するなど新しい利用方法を検討していく必要があります。

## ■ 施策の展開

| 主な取組み                   | 内 容   |
|-------------------------|---|
| 良質な水道水を安心・安全に供給できる施設の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の安全と安定供給の確保</li> <li>・水道管の布設、布設替えと配水管網の整備</li> <li>・上水道施設の改修計画の策定</li> </ul>                             |
| 安全で災害に強い下水道施設の構築        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の長寿命化対策の推進</li> <li>・下水道施設の地震対策の推進</li> <li>・定期的な点検と清掃</li> <li>・デザインマンホールの設置推進とマンホールカードの発行</li> </ul> |
| 温泉の有効利用と安定的な供給          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉施設の計画的な修繕</li> <li>・効率的な維持管理を行うための仕切弁の設置</li> <li>・使用料の徴収と給湯区域内の加入促進</li> <li>・温泉熱を利用した発電施設の検討</li> </ul> |
| 経営の安定化と健全化              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営戦略に基づいた健全な事業運営</li> <li>・上下水道事業の安定した財源の確保</li> </ul>  |

## 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット6.4】

| 上水道管路の耐震化率（耐震管延長／管路総延長 建設水道課） |           |
|-------------------------------|-----------|
| 現状（令和元年度）                     | 目標（令和7年度） |
| 14.6%                         | 16.8%     |

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット6.3 14.1】

| 下水道管路の耐震化率（耐震化済み延長／重要な幹線の総延長 建設水道課） |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 現状（令和元年度）                           | 目標（令和7年度） |
| 21.9%                               | 33.8%     |



上水道 配水管布設替工事



下水道 鉄蓋交換工事

## 第2項 道路や歩道の整備改良



### 施策の方針

町と他都市を結ぶ主要な交通網は、JR中央東線による鉄道網と国道20号、国道142号と県道岡谷下諏訪線などの道路網です。町民の安全で快適な生活を支え、活力を維持するための道路整備を進めるため、根幹となる国道20号バイパス



道路維持補修工事

の建設促進や南北幹線としての都市計画道路の整備を進めるとともに、国道20号バイパスへのアクセス道路の検討・調査を進め、計画的、段階的に幹線道路網の整備を図ります。

上田地域と諏訪地域を結ぶ上田諏訪連絡道路（仮称）については、関係市町村と連携を図りながら、国に対して新たな広域道路ネットワークへの位置付けと建設促進を求めています。

国道20号富士見橋歩道設置事業と西大路交差点改良整備は、国・県と連携を図り、地権者の理解を得ながら進めます。

立町地区、横町木の下地区、湯田町地区、御田町地区においては、各地区まちづくり団体と協議をしながら、美しい風情のある道路整備を行い、国道142号大社通りは、地権者の理解を得ながら北側歩道の拡幅整備を進めます。

一般町道は、住民の生活に密着しており、影響も大きいことから、通学や自転車などの交通安全対策とともに、バリアフリーな歩行空間に配慮しながら歩道の拡幅整備や交通規制を検討し、橋りょうについては、長寿命化修繕計画に基づき点検と修繕を進め、地域の利便性と生活環境の向上に結びつくよう、年次計画により費用を平準化して適切な整備と管理を図ります。

## ■ 現状と課題

平成16年3月には長野自動車道と上信越自動車道との間を短時間短距離で連絡して北関東と中京・関西方面を結ぶ国道142号の新和田トンネル有料道路延伸事業が完成し、岡谷インターチェンジまでの国道20号下諏訪岡谷バイパスの部分供用により市街地の交通環境が大幅に改善されました。しかし、平成18年7月豪雨災害では、国道20号が37時間にわたり通行止めとなり地域が孤立化したことから、国道20号バイパスの早期の全線整備が求められています。

国道20号下諏訪岡谷バイパスの第一工区は、現在、一部工事着手され、さらには用地買収が行われており、町も事業推進のため、国から用地事務を受託し用地交渉を進めています。諏訪バイパス区間は国からルートが公表され、今後、事業化に向けた都市計画手続が進められていきます。また、国道20号バイパスへのアクセス道路の検討・調査を進め、計画的、段階的な整備計画が必要となります。

上田諏訪連絡道路（仮称）については、整備により物流上の利便性が向上するとともに沿線地域の産業振興が図られ、大規模災害時には道路交通網を増強する役割を担うことから、国の広域道路ネットワークの見直しの時機を捉えて、上小諏訪地域間高規格道路建設促進期成同盟会を中心に活動を推進する必要があります。

国道20号富士見橋歩道設置事業と西大路交差点改良整備は、国・県と連携を図り、地権者の理解を得ながら進めるとともに、国道142号大社通りは、歩行者の安全確保と諏訪大社参道、中山道下諏訪宿高札場「八幡坂高札ひろば」のシンボルロード的位置付けとして、電線類地中化を含めた北側歩道整備を地権者の理解を得ながら着実に実施していく必要があります。

都市計画道路赤砂東山田線は、令和2年に都市計画変更され、長野県により今後の整備が行われます。国道20号下諏訪岡谷バイパスの完成に併せて供用されるよう要望していく必要があります。

## ■ 施策の展開

| 主な取組み              | 内 容   |
|--------------------|---|
| 国道20号バイパス建設の促進     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道20号下諏訪岡谷バイパス建設の促進</li> <li>・国道20号諏訪バイパス建設の促進</li> <li>・アクセス道路の調査・計画、整備の促進</li> </ul>  |
| 特定広域道路建設の促進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上田諏訪連絡道路（仮称）建設の促進</li> </ul>  |
| 国道20号富士見橋歩道設置事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道20号拡幅工事と西大路交差点改良整備</li> </ul>   |
| 国道142号大社通りの整備推進    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道142号大社通り北側歩道の整備</li> </ul>  |
| 都市計画道路の整備促進        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鷹野町春宮線・下諏訪停車場線の整備</li> <li>・赤砂東山田線整備の促進</li> </ul>  |
| 一般町道の整備と円滑な交通体系の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路維持補修</li> <li>・道路新設改良</li> <li>・除雪、凍結防止剤散布による交通の確保</li> <li>・新設改良に併せた歩道拡幅と交通規制の検討</li> <li>・橋りょう点検</li> <li>・橋りょう長寿命化修繕計画に基づく架け替え及び維持補修</li> <li>・歩行者と自転車の交通体系の設計と整備</li> </ul> |
| 公営駐車場の整備           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街なか駐車場の拡充と整備</li> </ul>   |

## 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット9.1】

| 都市計画道路の整備率 (整備済み区間及び事業化区間の延長/計画総延長 建設水道課) |            |
|---|------------|
| 現状 (令和元年度)                                | 目標 (令和7年度) |
| 53.8%                                     | 58%        |

### 第3項 公園の充実と利用促進



#### 施策の方針

緑と都市空間の保全、創出、育成に関する施策を総合的に定め、都市公園の見直しを行うとともに、赤砂崎公園では、諏訪湖や砥川に接する立地を活かした親水性や防災拠点としての機能性を持った公園の維持管理を促進し、水月公園は、里山公園としての整備拡充を図ります。また、いずみ湖公園については、良好な環境で利用できるよう、適切な維持管理に努めます。

既設の公園についても、安心安全な公園環境を維持し、快適な利用に向けて維持管理に努めるとともに、安全点検に基づく遊具の更新などの整備を進めます。



赤砂崎公園

#### 現状と課題

市街地周辺部は山林、水辺に恵まれ、自然公園的要素があります。

現在の都市公園の開設面積は62.20ha、赤砂崎公園の整備によって人口一人当たりの公園面積は30.73平方メートルとなり、都市公園法による公園面積の目標（人口1人当たり10.0平方メートル）を達成しています。これは他市町村に比べ非常に高い整備水準となっています。

しかしながら、市街地は都市化の進行とともに田園緑地などの身近な緑や都市空間が減少し、健康の維持増進、自然とのふれあい、うるおいの創出、余暇利用などの住民の多様なニーズに対応できない状態にあります。

都市公園については、土地区画整理事業地区は整備されていますが、既成市街地には都市公園がないため、子どもの遊び場などはほとんどなく、市街地における公園整備は、新たな都市開発、工場跡地などの大規模な未利用地の土地利用転換を図るなど、用地確保対策を講じない限り困難な状況にあります。防災上の避難地の機能や文化財の周辺環境を保全するための機能を発揮する小規模な広場や緑地の整備が必要です。

赤砂崎用地については、諏訪湖に面した良好な環境の一団の土地が確保できる立地条件を活かして民間活力も導入しながら、多機能で憩いとうるおいの空間の創出を図ります。また、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けていることから、近い将来予想される地震災害に備え、防災ヘリポートなど防災機能を有した施設整備により、地域防災拠点として諏訪湖周辺地域の広域的な防災機能を維持していきます。

高木運動公園は、健康スポーツゾーン構想に基づき、諏訪湖畔一帯の健康づくり空間の拠点の一つとして健康づくりの推進に活かされています。

## ■ 施策の展開

| 主な取組み     | 内 容  |
|-----------|--|
| 都市公園の計画変更 | ・都市公園の見直し、計画変更                                     |
| 都市公園の保全整備 | ・遊具など施設の整備、充実<br>・緑地の保全、緑化の推進<br>・緑地保全や緑化推進制度導入の検討 |
| 公共施設の緑化推進 | ・緑の募金による緑化木の活用                                     |
| 公園などの整備   | ・文化財の周辺環境を保全するための公園、広場の整備                          |
| 水月公園の整備拡充 | ・公園、駐車場の整備   |

## ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット11.7】

| 赤砂崎公園多目的グラウンド利用者数 (建設水道課) |            |
|---------------------------|------------|
| 現状 (令和元年度)                | 目標 (令和7年度) |
| 5,800人                    | 5,800人以上   |

## 第4項 空き家対策への取組み



## ■ 施策の方針

地域の活性化と人口定着を促進するため、空き家をはじめとした遊休建築物や空き地の所有者と希望者を引き合わせることを目的に、情報の収集と発信に努めます。

空き家を取得や賃借する場合、空き家を売却又は賃貸する場合、空き家を移住者などに斡旋する場合など、空き家の活用を図る活動への支援を推進します。

空き家の適正な管理は、一義的に所有者の責任であることを前提に、適正な管理や除去を促す指導に努めます。

倒壊等保安上著しく危険となるおそれがある等の特定空き家については、下諏訪町空家等対策協議会に諮り、修繕や除去に係る指導、勧告、命令などを行い、必要によっては法令に定められた手続きを執行します。

## ■ 現状と課題

平成30年住宅・土地統計調査の結果では、長野県内においては別荘などの二次的住宅を除いた空き家率は14.8%で、このうち市場に供給可能な賃貸・売却用の住宅が空き家全体の32.7%という調査結果になっています。また、平成30年に実施した下諏訪町の空き家実態調査の結果、売却・賃貸が容易である、または売却・賃貸の期待性がある推定空き家が町内に約200件あると考えられ、移住定住対策としてこれらの空き家を活用していく必要があります。

また、管理が不十分な空き家については、倒壊などの危険性や、ごみの散乱、草木の繁茂など環境悪化の要因になっている事案が散見され、所有者には適切な管理の実行が求められていることから、平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定を踏まえ、平成30年4月には「下諏訪町空家等対策計画」が策定されました。

## 第6章

## 安心安全で暮らしやすいまちづくり

### ■ 施策の展開

| 主な取組み             | 内 容   |
|-------------------|---|
| 空き家などの利活用の促進      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 空き家情報バンクによる情報の収集と発信、空き地バンクの設置検討</li><li>・ 空き店舗や空き工場などの情報の収集集約と発信</li><li>・ 下諏訪町移住定住促進事業の推進と拡充</li><li>・ 利活用により空き家の解消を図ろうとする活動への支援</li></ul> |
| 空き家の適正な管理の促進      | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 空き家の適正管理に係る啓発</li><li>・ 空き家相談の適切な対応</li><li>・ 所有者などが行う適正な管理のための措置に対する助言の実施と支援の検討</li></ul>  |
| 特定空き家の是正のための措置の促進 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 長野県や専門家の指導に基づく特定空き家に対する調査の実施</li><li>・ 特定空き家の是正のための措置に対する助言や指導などの実施と支援の検討</li></ul>   |

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

#### 【総合戦略目標④-iv】【SDGsターゲット11.3】

| 空き家情報バンクによる成約件数 (登録物件の売買及び賃貸借等成約件数 産業振興課) |            |
|---|------------|
| 現状 (平成27年度～令和元年度平均)                       | 目標 (令和7年度) |
| 10.2件                                     | 10件以上      |

## 第4節 暮らしやすさの向上

## 第1項 交通体系の整備と効果的運用



## ■ 施策の方針

町内循環バス「あざみ号」や湖周バス「スワンバス」など、地域に根ざした交通体系を維持し、高齢者や児童・生徒、交通弱者の移動手段の確保を図ります。

これらのバスとJR中央東線や幹線バス路線への接続についても利便性を高めるとともに、交通結節点や駐車場の整備を含めた総合的な交通環境の整備をめざします。

また、国道20号バイパスの建設促進と国道20号下諏訪岡谷バイパス区間における南北幹線としての都市計画道路赤砂東山田線整備の促進、国道20号諏訪バイパスへのアクセス道路の検討、調査を進め、計画的、段階的に交通体系の整備を図ります。

## ■ 現状と課題

町内循環バス「あざみ号」や、下諏訪町、岡谷市、諏訪市で共同運行している湖周バス「スワンバス」は、平成15年に運行が始まりました。「あざみ号」については、住民の要望を受けたダイヤの見直しを随時実施しており、平成30年には4路線31便に路線を統廃合し、利用者数が増加しました。令和元年度にはマイクロバスの車両を更新し、地域住民の生活の足として定着していますが、今後は人口減少等により利用者の減少が見込まれることから、利便性を確保しつつ、より一層効率的な運行を行い、利用者増加に向けて取り組むことが求められます。

町と他都市を結ぶ主要な交通手段のJR中央東線については、中央東線高速化促進広域期成同盟会を中心として、沿線の地域活性化に向け、中央東線の高速化と利便性向上に関する活動を一層推進する必要があります。

また、長野県道路公社が管理する国道142号新和田トンネル有料道路について、令和4年度から一般道路化（無料化）の方針であることが県から示されました。町では、平成28年度から通勤・通学等で日常的に当該有料道路を利用する町民向けとして、県が行う有料道路負担軽減事業を受け、同有料道路時間割引通行券を販売しています。令和4年度の一般道路化（無料化）実施までの期間は、利用者の負担軽減を継続します。

## ■ 施策の展開

| 主な取組み                  | 内 容   |
|------------------------|---|
| 円滑な交通体系の整備             | ・ 町内循環バス、湖周バスの利用促進と効率的運行                            |
| 国道20号バイパスの建設促進と交通体系の充実 | ・ 国道20号バイパス建設の促進<br>・ 国道20号バイパスへのアクセス道路の調査・計画、整備の促進 |



町内循環バス「あざみ号」

## 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット11.2】

| 町内循環バスあざみ号利用者数 (住民環境課) |         |
|------------------------|---------|
| 現状 (令和元年度)             | 42,816人 |
| 目標 (令和7年度)             | 49,000人 |

## 第2項 生活環境の保全とごみの減量



### 施策の方針

町民、事業者、行政が協働でごみの発生抑制、減量化を進めるとともに、ごみの循環利用に対する排出者の意識高揚を図り、分別を徹底してごみの再利用、再資源化を推進します。

燃やすごみに占める生ごみを減量させるとともに、生ごみを堆肥化する

ことで、循環型社会の形成を図ります。岡谷市内に建設した諏訪湖周3市町のごみ処理施設「諏訪湖周クリーンセンター」が平成28年から本稼働しており、同施設を活用した効果的かつ効率的なごみ処理を推進します。

また、平成28年度から29年度にかけて旧清掃センターを解体・整備し、リサイクル施設とした資源物のストックヤード（保管場所）において、町内から排出された資源物の中間処理を行います。

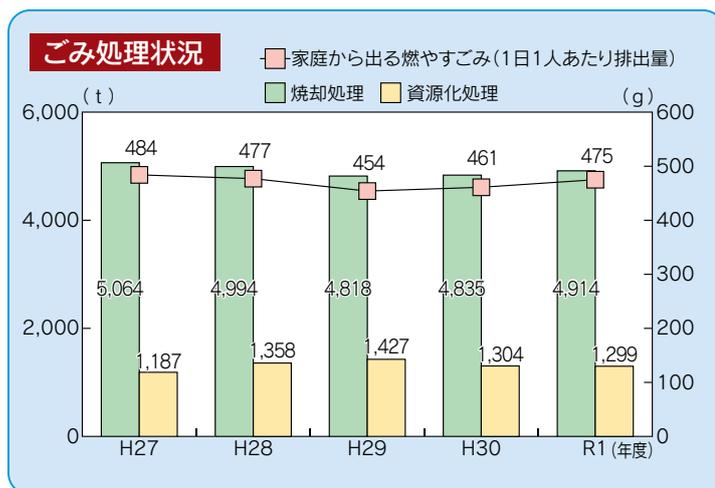
さらに町民の利便性に配慮しながら、清掃センターの維持管理に努めます。

### 現状と課題

ごみの分別は、燃やすごみのほか埋立ごみと資源物に分け、さらに資源物はその品目別に分けて収集しており、再資源化を進めています。町内には約500か所のごみ収集場所があり、利用者による自主管理を通じて、分別の徹底、再資源化への意識浸透に努め、町民の生活形態に沿った、ごみの出しやすい環境づくりを構築する必要があります。

町内の家庭や事業所から排出されるごみは、平成23年度の家ごみの有料化などがあり、町民をはじめとする排出者の意識の高揚により年々減少しています。しかし、ごみの資源化率は例年20%前後とほぼ横ばいであり、燃やすごみの分別を徹底することで、資源化率の向上、燃やすごみの減量が期待されます。

安全で安定したごみ処理を行うためには、施設や設備の補修など計画的かつ継続的な維持管理が必要とされており、共同でごみ処理を広域的に行うため、平成23年に下諏訪町、岡谷市、諏訪市の諏訪湖周3市町で構成する湖周行政事務組合を設立、「諏訪湖周クリーンセンター」を建設し、平成28年12月から本稼働しました。



## 第6章

## 安心安全で暮らしやすいまちづくり

清掃センターは、平成28年の「諏訪湖周クリーンセンター」の稼働に伴い、焼却施設としての役割を終え、平成29年度に旧清掃センター跡地に整備した資源物のストックヤード（保管場所）と併せて、資源物と埋立ごみの受入れ施設として改修を行いました。また、清掃センターの維持管理については、民間の力を活用した施設運営を行っています。

民公協働により実施している生ごみリサイクル事業では、平成28年12月に砥川右岸の町有地に新たな生ごみリサイクルセンターを設置し、収集した生ごみを保管したうえで、民間業者による堆肥化処理を行っています。高齢化等により事業参加者は平成29年度から減少に転じており、新たな事業参加者の増加に向けた取組みが求められます。

### ■ 施策の展開

| 主な取組み                        | 内 容  |
|------------------------------|--|
| 安全で安定したごみ処理                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諏訪湖周クリーンセンター、清掃センターの運営と維持管理</li> <li>・ 諏訪湖周クリーンセンター最終処分場の検討</li> <li>・ 町最終処分場などの計画的な維持管理</li> </ul> |
| ごみの排出抑制、減量化の推進と意識の高揚         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭ごみ減量化の推進と啓発</li> <li>・ 事業系ごみ減量化の推進と啓発</li> </ul>  |
| 分別の徹底によるごみの再利用、再資源化の推進と意識の高揚 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの再利用、再資源化の推進と啓発</li> </ul>  |
| ごみの出しやすい環境づくり                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24時間対応の資源物収集場所の適切な利用方法の周知徹底</li> </ul>  |
| 計画的なごみ収集                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃やすごみや資源物の地区収集</li> <li>・ 月例などのイベント収集</li> </ul>  |
| 生ごみリサイクル事業の推進                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業参加者増に向けた事業の周知</li> <li>・ 生ごみ処理機器設置補助制度</li> </ul>   |

### ■ 重要業績評価指標（KPI）

#### 【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット12.5】

| 家庭から出る燃やすごみの量（1日1人あたりの排出量 住民環境課） |          |
|----------------------------------|----------|
| 現状（令和元年度）                        | 474.7g   |
| 目標（令和7年度）                        | 460.5g以下 |

### 第3項 消費生活を守り支える取組み



#### ■ 施策の方針

全国各地で頻発している特殊詐欺に対し、町では平成26年6月に特殊詐欺非常事態宣言を発令し、ステッカーを全戸配布するなど、住民周知を強化しました。大きな被害は確認していませんが、引き続き、詐欺の実例や予防法を紹介し、町民を詐欺被害から守る取組みを進め、特に高齢者を狙った各種詐欺への対策に努めます。



移動販売

また、消費生活における相談対応や、消費者の会など関連団体と連携して行う消費者意識の啓発活動と情報提供活動を実施していきます。

遠隔地の買い物弱者への支援として実施している移動販売では、利用者の要望を踏まえながら、さらに多くの方に利用してもらえるよう、販売を充実させていきます。

### ■ 現状と課題

インターネットによる物品の取引も増えつつある現在、消費者をとりまく環境は大きく変わりました。消費者取引が複雑・多様化するにつれて様々な問題が生じています。悪徳商法や詐欺の手口もより巧妙さを増し、とりわけ高齢者がその標的となっています。

こうした消費者トラブルの予防や解消、適切な消費活動の推進を図るため、町は平成27年4月に消費生活センターを設置しました。気軽に相談できる体制を整えてトラブルの早期解決を図るため、研修などによる相談員のスキルアップを行い、県や他市町村の消費生活センターなどと連携した相談業務を行うことや的確な情報を提供することが求められています。

また、平成30年度には「なんでも相談室」を開設し、消費生活相談を含む様々な生活の相談にワンストップで対応できる体制を整えています。

町内には、中心市街地に買い物ができる小売店舗が集中しており、山間部などに居住する住民にあつては、自家用車や町循環バス等を利用しなければ買い物ができない状況となっていました。また、これらの地区に居住する方は、比較的高齢者が多く、自家用車を運転できない方が多くなっています。

こうした商業施設から遠距離に居住する買い物弱者への支援として、町では平成30年度から、専用車両により町内の山間部などを回り、生鮮食品や日用品などの販売を行う移動販売を実施しています。利用者の要望を受け付け、次回の販売時に持ってくるなどの「御用聞き」的な対応も行い、買い物弱者への支援とともに、地域コミュニティの場としての機能も果たしています。

### ■ 施策の展開

| 主な取組み             | 内 容   |
|-------------------|---|
| 消費生活に関わる相談対応と苦情処理 | <ul style="list-style-type: none"> <li>相談員による消費生活の相談受付処理</li> <li>受けた相談、苦情のデータベース化</li> <li>「なんでも相談室」の相談受付</li> </ul> |
| 消費生活における情報提供・啓発   | <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発チラシなどによる情報の提供</li> <li>講演会や消費生活展などの啓発活動</li> </ul>                           |
| 消費者団体の支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>下諏訪町消費者の会の活動支援</li> </ul>  |
| 移動販売における内容の充実     | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の要望を踏まえた販売方法と内容の充実</li> </ul>   |

### ■ 重要業績評価指標 (KPI)

【総合戦略目標④-v】【SDGsターゲット11.2】

| 移動販売利用者数（購入者数実績 住民環境課） |           |
|------------------------|-----------|
| 現状（令和元年度）              | 目標（令和7年度） |
| 5,611人                 | 6,000人    |